

公立大学法人秋田公立美術大学職員兼業規程

平成25年4月1日
規程第56号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人秋田公立美術大学職員就業規則（平成25年公立大学法人秋田公立美術大学規程第46号）第34条の規定に基づき、公立大学法人秋田公立美術大学（以下「法人」という。）の職員の兼業に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「兼業」とは、対価、実費弁償等の有無にかかわらず、次に掲げる職を兼ねることをいう。

- (1) 国又は地方公共団体の機関、学校その他の団体から委嘱を受けて行う講演その他これに準ずる発表等を行う職
- (2) 法令、条例等により、国もしくは地方公共団体の機関に重要事項を調査審議するために設置されている審議会等の非常勤の職又はこれに準ずる非常勤の職もしくは当該機関に必要な応じて置かれている職
- (3) 他の学校の非常勤教員の職
- (4) 独立行政法人、国立大学法人、大学共同利用機関法人、公立大学法人、医療法人、社会福祉法人、学校法人、放送大学学園、公益社団法人、公益財団法人および法人格を有しない団体の役員の職又はその事業の職
- (5) 利潤を得て、これを構成員に分配することを主な目的とする商業、工業、金融業その他の企業体で、会社のほか、法律によって設置される法人等で主として営利活動を行う団体（以下「営利企業」という。）の役員の職又はその事業の職
- (6) 職員が自己の名義で、商業、工業又は金融業を経営する職（名義人が他人であっても、本人が営利企業を営むものと客観的に判断される場合を含む。）

(7) 前各号に掲げるもののほか、理事長が必要と認めた職
(兼業の許可等)

第3条 兼業をしようとする職員は、あらかじめ兼業許可申請書を理事長
に提出して許可を受けなければならない。

(兼業の許可基準)

第4条 兼業は、次の各号のいずれかに該当する場合は、許可しない。

- (1) 兼業に従事することにより、職務の遂行に支障が生じるとき。
- (2) 兼業による心身の著しい疲労のため、職務遂行上その能率に悪影響が生じるとき。
- (3) 職員の職務と許可を受けようとする地位又は事業もしくは事務との間に特別な利害関係が生じるとき又は生じるおそれがあるとき。
- (4) 兼業により、職務の公正性および信頼性の確保に支障が生じるおそれがあるとき。
- (5) 兼業により、法人および職務上の機密が漏えいするおそれがあるとき。
- (6) 兼業により、法人の信用を傷つけ、又はその不名誉となるおそれがあるとき。

2 前項に定める場合のほか、大学等の入学試験の準備を目的として設置され、又は開講されている予備校又はこれに類する教室、塾、講座等の講師を行う場合は、兼業を許可しない。

(従事時間)

第5条 兼業は、公立大学法人秋田公立美術大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程（平成25年公立大学法人秋田公立美術大学規程第48号）第2条に規定する勤務時間外に行うものとする。ただし、教授、准教授、講師および助教が行う場合で業務に支障がないと理事長が認めるときは、同条に規定する勤務時間内に兼業を行うことができる。

2 前項の規定にかかわらず、理事長は、別に定める職員の兼業に従事する時間については、裁量によって決定することができる。

(許可期間)

第6条 兼業を許可する期間は、1年以内とする。ただし、法令、条例等

に任期の定めがある職に就く場合は、当該任期を限度として許可することができる。

2 前項に規定する許可期間は、更新することができる。

(給与の取扱い)

第7条 教授、准教授、講師および助教による兼業で第5条第1項ただし書の規定により理事長の承認を受けた場合は、公立大学法人秋田公立美術大学職員給与規程（平成25年公立大学法人秋田公立美術大学規程第65号）第16条に規定する特に承認があった場合とし、給与は減額しないで支給する。

(兼業の許可の取消し等)

第8条 理事長は、第3条の規定により許可した兼業が、第4条の規定に該当すると認めるときは、その許可を取り消し、又はその兼業を制限することができる。

(兼業の報告)

第9条 理事長は、必要に応じて、兼業を許可した職員に、当該兼業の実施状況の報告を求めることができる。

(変更届等)

第10条 第3条の規定により兼業の許可を受けた職員は、その兼業の内容等に変更が生じたとき、又はその兼業に従事しなくなったときは、速やかにその旨を理事長に届け出なければならない。

(法人の免責)

第11条 兼業による事故および災害については、法人は一切その責任を負わない。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、職員の兼業に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）において地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第59条第2項の規定により法人の職員となった者で、施行日の前日までに地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条第1項又は教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第17条第1項の規定に基づく兼業の許可を受け、当該許可の期間が施行日以後に及ぶものの兼業については、この規程により許可を受けたものとみなす。

附 則（平成30年3月30日規程第11号）

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月31日規程第8号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。